**○内閣府告示第二百一号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　秩父市

二　地域再生計画の名称　歴史と文化を実感し、おもてなしの輪を紡ぐまち　ちちぶ～地域資源を活かした秩父独自の雇用創造プロジェクト～

三　地域再生計画の区域の範囲　秩父市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

**○内閣府告示第二百二号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　珠洲市

二　地域再生計画の名称　交流イノベーションによる世界農業遺産の維持・活用計画

三　地域再生計画の区域の範囲　珠洲市及び石川県鳳珠郡能登町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

**○内閣府告示第二百三号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　日進市

二　地域再生計画の名称　創ろう！ふるさと天白川源流水環境再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　日進市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

**○内閣府告示第二百四号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　名張市

二　地域再生計画の名称　名張市における地域の協創に基づいた、地域産品・地域資源を用いた新商品の開発及び販路開拓による雇用機会の増大計画

三　地域再生計画の区域の範囲　名張市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

**○内閣府告示第二百五号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及び田川市

二　地域再生計画の名称　自然と産業が共に息づくまちを目指せ！世界記憶遺産と農業が田川を変える。～原点回帰プロジェクト～

三　地域再生計画の区域の範囲　田川市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

**○内閣府告示第二百六号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　北九州市

二　地域再生計画の名称　地域協働による買い物支援計画

三　地域再生計画の区域の範囲　北九州市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　特定地域再生事業費補助金（四の六）

**○内閣府告示第二百七号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊本県玉名郡和水町

二　地域再生計画の名称　農商工観光連携！健康でおいしい6次産業化による雇用創出プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　熊本県玉名郡和水町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

**○内閣府告示第二百八号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　日南市

二　地域再生計画の名称　日南にちなんだ地域資源！海の幸、山の幸を活かした地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　日南市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）

**○内閣府告示第二百九号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県及び鹿児島郡十島村

二　地域再生計画の名称　水産資源の効率的な供給と地域間交流の促進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　鹿屋市及び指宿市並びに鹿児島県鹿児島郡十島村、肝属郡錦江町及び南大隅町並びに熊毛郡屋久島町の区域の一部（高須港、指宿港、小宝島港、切石港、元浦港、大根占港、根占港、安房港、今和泉漁港及び城之前漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

**○内閣府告示第二百十号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十六年六月二十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　地域再生計画の作成主体の名称　奄美市

二　地域再生計画の名称　離島奄美の特性を生かした創造的で多様な産業の活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　奄美市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（四の六）